

別紙 1

仕 様 書

1. 件 名 菊川総合支所建設農林課公用自動車賃貸借業務

2. 車両本体の仕様等

- (1) 車 種 等 軽四輪貨物自動車（トラックタイプ）
- (2) 塗 装 色 ホワイト系
- (3) 排 気 量 660ccクラス
- (4) 駆動形式 4WD（パートタイム式も可とする）
- (5) 変 速 機 5MT
- (6) 年 式 2026年式（新車）
- (7) 台 数 1台
- (8) 定 員 2名
- (9) 装備品等 パワーステアリング、パワーウィンドウ、エアコン
AM・FMラジオ、サンバイザー、
エアバックシステム（運転手・助手席）
シートスライド・リクライニング、集中ドアロック
キーレスエントリー、予備キー、スペアタイヤ及び工具一式
- (10) 付 属 品 ナンバーフレーム、サイドバイザー、フロアマット
荷台マット、ゲートチェーン、ゲートプロテクター
ガードフレームプロテクター、冬用タイヤ用ホイール4本
ドライブレコーダーフロント
- (11) 車検登録 登録納車費用、自動車取得税、自動車重量税、自動車税
自動車賠償責任保険
任意保険：対人賠償保険（無制限）
対物賠償保険（無制限）
人身傷害保険（1名／3000万円）
搭乗者傷害保険（1名／1000万円）
車両保険（一般／免責0万円）
- (12) 保 証 車検整備（定期点検整備及び継続検査）、法定定期点検整備
一般修理（消耗品・故障修理等）、事故修理
代車の提供（車検時等）、オイル交換（オイルエレメント含む）
タイヤ交換ラジアル・スタッドレス（必要数）、バッテリー交換

- (13) 賃貸借期間 令和8年6月1日～令和13年5月31日まで
60回払い（使用月の翌月末日までに支払うこととする）
- (14) 納入期日 令和8年6月1日
納車日に当該職員が上記納入場所において検品を行う。
納期が遅延する場合は、納入日までの期間を代車対応するもの
とし、その経費も本賃貸借料に含むものとする。
- (15) 保管場所 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1
菊川総合支所建設農林課

3. その他

更新対象車両（現在使用車両）に取り付けられている所有物（無線設備）を契約車両（納入車両）へ取り付け（載せ替え）及び賃貸借期間満了時の取り外し。
※取り付けに係る部材を含む。詳細は契約締結後に打合せ。

4. 特記事項

- (1) 長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。
- (2) 下関市暴力団排除条例による措置については、別紙2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり。
- (3) 車両の年間走行距離は約3,000kmを見込んでいます。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。